

# シップリサイクルに関する EU規則の概要

2014年4月

一般財団法人 日本海事協会  
シップリサイクル事業推進チーム

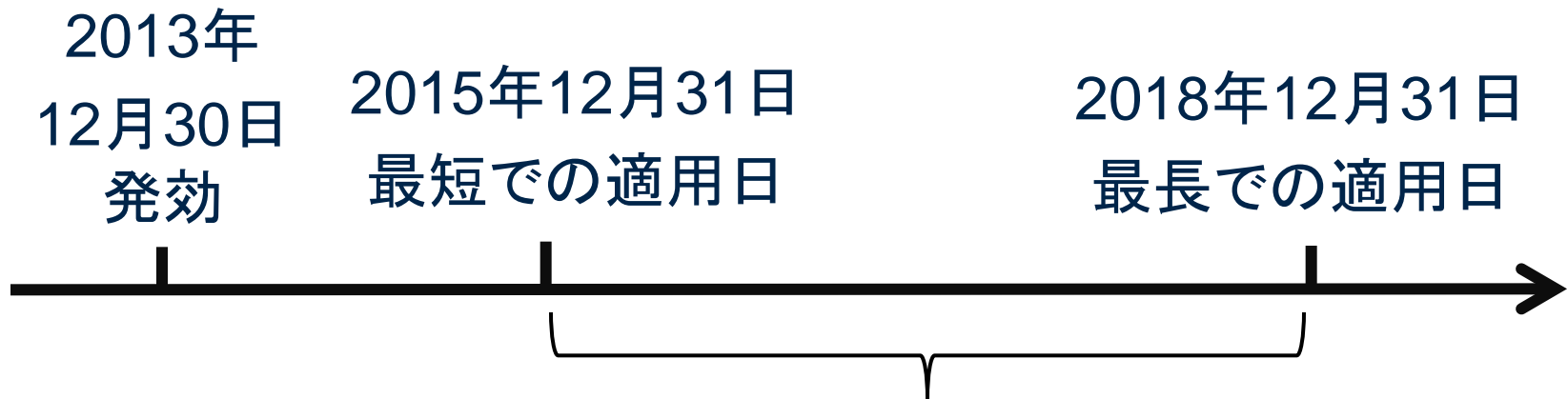
## ◆ シップリサイクルに関するEU規則※

### 基本的にシップリサイクル条約に沿った内容

- ✓ 規則の対象： (1)船舶 (2)船舶リサイクル施設  
(3)リサイクル時の手続き・準備
- ✓ 適用船舶： EU籍の国際総トン500GT以上の商用船
- ✓ 船舶の要件： (1)有害物質の新規搭載禁止  
(2)インベントリ(IHM) (3)定期的検査
- ✓ 船舶リサイクル施設の要件： (1)リサイクル施設の承認・検査  
(2)EUリストへの登録

※ REGULATION (EU) No 1257/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 November 2013 on ship recycling and amending Regulation (EC) No 1013/2006 and Directive 2009/16/EC

- ◆ 発効日： 2013年12月30日（＝適用日 ではない）
- ◆ 適用日： 2015年12月31日以降で、EUリスト掲載施設の解撤能力が250万LDTを超えた日から6か月後、もしくは、2018年12月31日のいずれか早い日

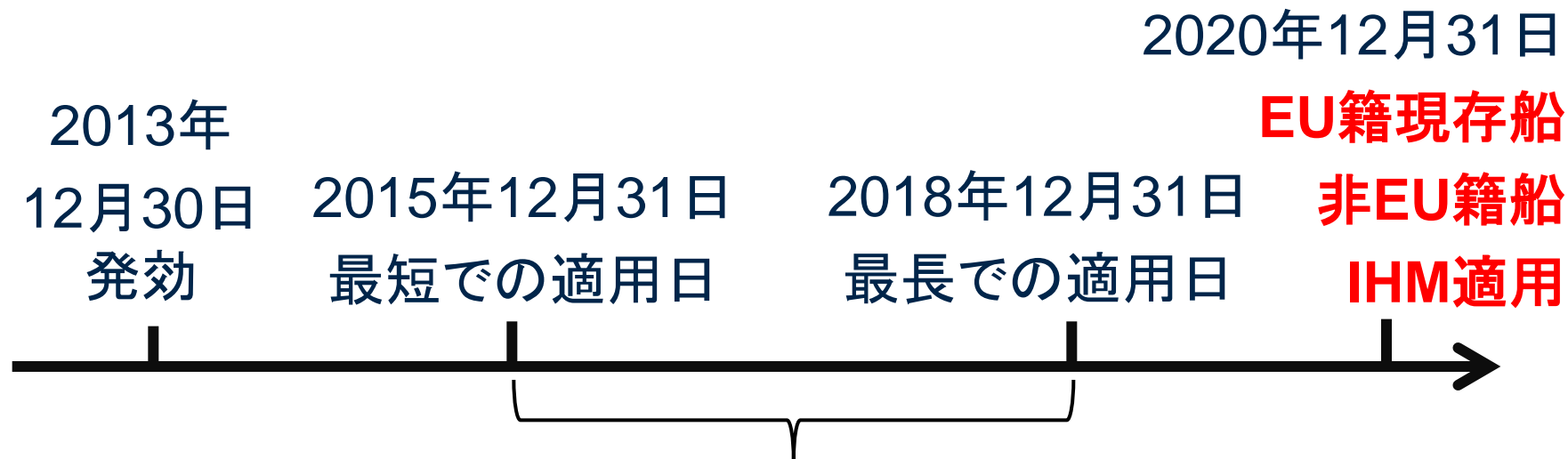


**この期間で、EUリスト掲載施設の解撤能力が250万LDTを超えた日から6か月後に適用**

IHMは、EU籍船だけではなく、欧州に寄港する非EU籍船にも適用(PSCの対象)

## IHM適用スケジュール

- ◆ 新船は適用日以降
- ◆ 現存船及び非EU籍船は2020年12月31日から適用



- ◆ シップリサイクル条約(HKC)のIHM記載対象物質に **PFOS**及び**HBCDD**の2物質が追加。
- ◆ ANNEX I(禁止・制限物質)HKCでは表A物質に対応するもの
  - ①アスベスト、②オゾン層破壊物質、③ポリ塩化ビフェニール、④防汚化合物と防汚方法、⑤**ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)**
- ◆ ANNEX II(IHM記載物質)HKCでは表B物質に対応するもの
  - ①ANNEX I 掲載物質、②カドミウム、③六価クロム、④鉛、⑤水銀、⑥PBB、⑦PBDE、⑧ポリ塩化ナフタレン、⑨放射性物質、⑩一部の短鎖型塩化パラフィン、⑪**ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)**

## PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)

- ◆ 界面活性剤等に使用される物質であり、船舶では、泡消火剤に使用されていたとの報告あり。
- ◆ 2009年5月:ストックホルム条約締約国会議で廃絶決定。
- ◆ 2010年4月:日本でも、化審法により製造・使用・輸出入禁止。

## HBCDD(ヘキサブロモシクロデカン)

- ◆ 難燃剤として、船舶では、液化ガスタンク、冷蔵庫等の断熱材中に使用されていたとの報告あり。
- ◆ 2013年5月:ストックホルム条約締約国会議で廃絶決定。
- ◆ 日本でも、2014年中に化審法により製造・使用・輸出入禁止の見込み。

いずれの物質も、EU規則適用時には国内では流通しない。

## PrimeShip-GREEN/SRMの機能拡張

- ◆ PFOS及びHBCDDに対応する機能を整備中。

## これまでに適合鑑定書(SOF)を発行したIHMの取り扱い

### (1) EU籍船のIHM

- ◆ EU籍現存船についてPFOSの調査が必要(現存船は、HBCDDは義務ではない)。

### (2) 非EU籍船のIHM

- ◆ PFOSが非EU籍船には適用除外であるため、現状のままEU規則に適合していると判断。

EU規則適用後に必要となるIHM証書及びSOC(Statement of Compliance)の発行については旗国等に対して調査中であり、改めてお知らせします。